

令和元年度第2回  
国立市国民健康保険運営協議会  
会議録

開催日時	令和元年8月1日(木)	
開催場所	国立市役所 委員会室	
出席委員	被保険者代表委員	坂本 新 山岡 修 滝原 清孝 坂井 澄子 保険医又は保険薬剤師代表委員 浅倉 禮治 北澤 栄次 今井 浩史 滝沢 政仁 公益代表委員 木村 陽子 小林 治 高橋 衣代 佐伯 豊昌 被用者保険等保険者代表委員 岡本 和司 山田 猛

事務局 大川健康福祉部長  
吉田健康増進課長  
毛利収納課長  
岩澤健康増進課長補佐  
吉田国民健康保険係主査

健康増進課長

皆様、こんにちは。本日はご多用の中、また大変猛暑の中ご参集いただきましてまことにありがとうございます。私、国立市健康増進課長をしています吉田公一と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員改選後、初めての会議となりますことから、議題3「正・副会長の選出について」までは、私が議事進行を務めさせていただきますので、ご了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、ここからは着座にて失礼いたします。会議につきましては公開となっておりますので、会議録は全言記録となりますことから録音をさせていただいておりますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。また、ご発言につきましては挙手の上、委員を指名後にご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第2回国立市国民健康保険運営協議会を開会させていただきます。お手元にお配りしております次第に沿って議事を進めさせていただきます。

初めに、議題1「委嘱状交付」でございます。市長から、皆様に委嘱状を交付させていただきます。被保険者代表委員の皆様から順次、市長が回って交付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

健康増進課長

ありがとうございました。続きまして、議題2「市長挨拶」でございます。永見市長からご挨拶申し上げます。

永見市長

皆様、こんにちは。国立市長永見でございます。大変暑い中、国立市役所までお越しいただきまして、本当にありがとうございます。普段ですと背広を着ているのですが、今日はさすがに朝、背広を着て出る勇気がありませんで、このようなラフな格好で出席させていただいております。お許ください。

本日はお忙しい中、令和元年度第2回目国立市国民健康保険運営協議会にご出席を賜りました。本当にありがとうございます。今年度は委員改選期ということで、委員をお引き受けいただいたことについて心から感謝申し上げます。それと共に、今まで2年の任期だったものが法律の改正によりまして、今回から3年の任期ということになりました。また、長丁場になりますが何とぞよろしくお願いいたします。

さて、国民健康保険について、昨年、平成30年4月1日から都道府県化に伴い、財政責任が、東京都となり共に保険者になっていると、このような制度改正が行われました。東京都は財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営、効率的な事業運営の確保等々を法律で定められた国保運営に役割を担っているということになりました。我々区市町村は、保険者としてこれまでどおり住民に一番近い立場でございますので、被保険者の資格申請から保険給付、あるいは保険税の賦課徴収、こういうことを担っていく役割分担になりました。

4月から施行されまして、その後どうかなということが非常に心配されましたが、制度運営上は大きな混乱もなく今日に至っているところでございます。

今後でございますが、実は、国から赤字解消計画について具体的解消数値を入れたものを出しなさいということが求められております。昨年までは数値が入らなくても定性的な内容で、こういう努力をしていきますというような、例えば健康づくりをしていきますとか、ジェネリック医薬品の使用を勧奨していきますとか、定性的な内容でよかったのですが、今後は数値を入れて目標年度を定めて計画を策定しなさいということが求められてきております。これは健全化計画ということになるわけでございますが、これにつきましては、私どもの方でたたき台をつくらせていただいて、皆様にお示しをし、ご意見を賜って最終的に作り上げていきたいと考えているところでございます。

また、課税限度額の改定という問題、地方税法の改定があって課税限度額の改定が毎年のように行われておりますが、この件につきましては、平成31年4月10日の運営協議会におきまして、法の趣旨にかんがみて原則諮問をするのではなくて、市の判断に基づいて市議会へ議案を提出し、結果を協議会へ報告しなさいというご確認をいただいたところでございます。したがって、今後、国の法改正の動向等ございますが、これまでいただきましたさまざまなご答申等を踏まえまして確認をさせていただいて、取り扱ってまいりたいと考えているところでございます。

本日は、最初の会議ということなので、この間の経過と今後の想定される事由をお話しさせていただきましたが、今後ともぜひよろしくお願いしたいということを申し上げまして、私のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

#### 健康増進課長

ありがとうございました。ここで委員改正後初めての会議となりますので、委員の皆様から簡単に自己紹介をいただければと思います。被保険者代表委員の山岡委員から順次よろしくお願いいたします。

#### 山岡委員

山岡修と申します。よろしくお願い致します。何期目かになります。割合意見を言うほうなので煙たがられているかもしれません。なるべく抑えながらいきたいと思っています。よろしくお願い致します。

#### 滝原委員

今、昨今騒がれております3回生、3年生でございます。私のほうは何事もないようにひとつ頑張っていきたいと思っております。よろしくお願い致します。

#### 坂井委員

このお二方から見るとまだ2期目で、本当に新人で何もわかりません。ゼロが6つも7つもつくると全く何が何だかわからない。10円、20円には詳しいのですけれども、ちょっと数字が多いと全く途方に暮れております。今回いただいた数字もわからなくて途方に暮れて、まだまだ勉強しなければいけないと思っております。よろしくお願い致します。

#### 坂本委員

坂本新と申します。私、数年前まで東京国税局に勤務をしております、そこでは**国税の滞納処分**、ここでいうところの健康保険税の徴収と同じ仕事をしておりました。国税の立場から税金の回収ということで、かなり専門的なところから現場まで経験させていただいたのですが、そのころから国民健康保険税に非常に興味がありました。今、1人で税理士なったときに、ぜひこちらのほうの協議会に参加したいと思ひまして、今回応募させていただきました。初めてになりますけど、よろしくお願い致します。

#### 浅倉委員

医師会から参りました浅倉禮治です。私はもう10年以上になり申しわけないのですが、基本は、国民皆保険をちゃんと**堅持**できるように少しでも力になれると思って参加させていただきました。先ほど市長からもありました保険税の赤字を解消する。ちょっと医療の現場にいる者としては、すぐくつき合わせがなかなか難しいので、なるべくバランスの取れたようなお話をさせていただきたいと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

#### 北澤委員

国立市医師会から来ました北澤と申します。今回、私、この委員は初めてなので、何もわからないのでいろいろ勉強させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

#### 今井委員

国立市薬剤師会から参りました今井と申します。よろしく願いいたします。まだ2期目なので勉強不足のところはたくさんあると思います。頑張ります。よろしく願いいたします。

#### 滝沢委員

国立市歯科医師会から参りました滝沢と申します。今回2期目になります。1期目のときは、やはり坂井委員と同じで、数が多過ぎてなかなかそれを読むのが大変でしたけど、2回目なので少しは慣れるかなと思います。今後ともよろしく願います。

#### 山田委員

山田と申します。よろしく願いいたします。健康保険組合の立場から今回の会議に参加させていただいております。岡本委員と同じ立場になります。国保とは違う面が、できることがありますので、これからまた勉強させていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

#### 岡本委員

被保険者保険代表ということで、私、平成20年から委員をさせていただいております。当時いらっしやっしたのは浅倉委員だけだったような気がしております。私も随分の古株になってきてしまったわけです。私たち被用者保険。隣の山田委員と同様に、東京都中央区の日本橋の管内にございますデパート健康保険組合とSMBC日興証券グループ健康保険組合になりますが、いつもこの委員会の中では、被用者保険の立場ということで非常に厳しい意見も時々言わせていただいておりますが、これからもまた引き続きよろしく願いしたいと思います。

#### 佐伯委員

佐伯豊昌と申します。国立六小のそばで文房具屋をしております。今回、こういう委員に選ばれたのですけれども、本当にこういう会議は初めてなもので右も左も何もわかりませんが、皆さんよろしく願います。

#### 高橋委員

東京女子体育大学の名誉教授になりました高橋と申します。専門的なことがまだよくわかりませんので勉強させていただいて、何か力になれたらと思っております。よろしくお願いいたします。

#### 小林委員

小林治といいます。今回3期目を務めさせていただくことになりました。仕事のほうは、社会保険労務士ということで健康保険の社会保険のほうは少し明るかったのですが、国保のほうは、当初来たときはほとんどわからなくて、おかげさまで大分勉強させてもらっております。

実は、去年ちょっと大きな病気をいたしまして、そのときに限度額適用を発行してもらって、請求額の手術代が500万円、麻酔代が100万円。それで手術をしたのですが、限度額がありましたので非常に役に立った国民健康保険。これからももっと勉強をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### 木村委員

木村陽子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。言葉は関西ですけど、今、住んでいるのは東京都です。国立市には、私の夫の兄が国立高校を卒業していろいろご縁がございます。

私の専門領域は社会保障で、年金とか医療とか介護とか生活保護とか児童福祉とか、いろいろ割合万遍に研究してきたほうだと思います。また、地方自治体の財政も研究テーマにしております。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 健康増進課長

皆様、ありがとうございました。

続きまして、事務局を紹介させていただきます。

初めに、健康福祉部長、大川潤一でございます。

#### 健康福祉部長

健康福祉部長の大川です。皆様、3年間どうぞよろしくお願いいたします。

#### 健康増進課長

続きまして、本日、課長会がございまして欠席ですが、健康づくり担当課長橋本和美です。主に特定検診等を行っております。続きまして、健康増進課長補佐、岩澤明宏でございます。

#### 健康増進課長補佐

岩澤でございます。よろしくお願いいたします。

#### 健康増進課長

続きまして、収納課長、毛利岳人でございます。

収納課長

毛利でございます。皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

健康増進課長

そして、事務のほうをやっております国民健康保険係主査、吉田充志でございます。

国民健康保険係主査

吉田です。よろしくお願ひします。

健康増進課長

最後に重ねてになりますが、健康増進課長、吉田公一と申します。よろしくお願ひいたします。

紹介につきましては以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

ここで、市長におきましては、次の公務のためここで退席をさせていただきます。ありがとうございました。

永見市長

どうぞ、よろしくお願ひいたします。

(市長 退室)

健康増進課長

続きまして、議題3「正・副会長の選出について」でございます。

正・副会長の選出につきましては、国民健康保険法施行令第5条に、公益を代表する委員の中から選出するという規定されており、国立市におきましてもこれまでどおりこれに倣い、公益代表委員の中から選出、互選をしていただくという形で決めさせていただいております。

この方法で決定していくということで、ご異議等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

健康増進課長

ありがとうございます。ご異議がございませんので、公益を代表する委員から全員の互選という形で進めさせていただきたいと思ひます。

なお、公益代表委員につきましては、お配りしてあります名簿のとおり、木村委員、小林委員、高橋委員、佐伯委員の4名となります。

それでは、どなたかご推薦等ございませんでしょうか。

浅倉委員

木村委員を推薦したいと思います。というのは、保険にお詳しいし、いろいろな方面の知識をお持ちですし、前期の会で会長を務めていただいて、その議事をうまくまとめていただいた実績もありますし、今期も木村委員にお願いしたいと思います。

健康増進課長

ただいま浅倉委員のほうから、会長に木村委員とのご推薦がありました。こちらにご異議等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

健康増進課長

ありがとうございます。それでは、木村委員に会長をお引き受けいただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

木村委員

はい。

健康増進課長

よろしくお願いたします。

それでは次に、会長の職務代理となります副会長につきまして、どなたかご推薦等ございませんでしょうか。

山岡委員

小林委員に前回は副会長をやられていまして、今、木村委員が会長になられたので、前回同様小林委員を推薦したいと思います。

小林委員

交代しなくていいのですか。

山岡委員

全然必要ないと思います。大変いいご意見もおっしゃっていたし、副会長には適任だと思いますので推薦いたします。

健康増進課長

ただいま副会長に小林委員とのご推薦がございました。ご異議等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

健康増進課長

ありがとうございます。それでは、小林委員にお引き受けをお願いいたします。

ただいま正・副会長の選出につきましては、皆様に選出をいただきました。その結果、会長には木村委員、副会長には小林委員をお願いすることとなりました。どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは木村委員、会長席のほうにご移動をお願いいたします。

(席移動)

健康増進課長

それでは、ここで改めまして会長と副会長からご挨拶をいただきまして、次の議事に入らせていただきますと思います。

それでは、木村会長、よろしく願いいたします。

木村会長

身の引き締まる思いであります。国民健康保険は、本当に過渡期で大変な時期ですけれども、これまでも小林委員を初め、委員の皆様方、また事務局の皆様方とともに大変なことも取り組んでまいりました。

また、皆さんと一緒に心を合わせて、これからも国立市民のために少しでも力になれるように頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

健康増進課長

ありがとうございました。

続きまして、小林副会長、よろしく願いします。

小林副会長

済みません、改めまして木村会長のほうから厳かな発言がありましたので、私もそれに倣ってお話しさせていただきます。

私たちこの委員会で市長さんなり諮問されたことを審議するわけですけれども、今まで3回とか2回ですか、本当に議論のほうは、皆さん自由闊達、本当に遠慮なく忖度することなくもなく発言された。最終的には、会長のリーダーシップで方向性が収束されて収斂されたと。そんな気がしています。

この令和元年、新しい委員会もそんな形で本当に市民の方に納得していただけるような議論を重ねて、また諮問がありましたら答申のほうを上げさせていただきたいと思っておりますので、ひとつ皆様よろしくご指導をお願いいたします。

健康増進課長

ありがとうございました。

それでは、ここからの議事進行につきましては、木村会長に交代をさせていただき、議題4に入らせていただきますと思います。



木村会長、よろしくお願い申し上げます。

木村会長

それでは、議題4「会議録署名委員の指名」に移らせていただきます。今回の会議の署名委員に山岡委員と浅倉委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村会長

ありがとうございます。ご異議なしと認めまして、山岡委員と浅倉委員に今回の会議録署名委員をお願いいたします。

続きまして、議題5「国民健康保険運営協議会について」事務局より説明をお願いいたします。

健康増進課長

よろしくお願い致します。先にお詫びをさせていただきます。事前資料を送付させていただいたのですが、資料1-1の2ページ目の「Ⅲ 国立市国民健康保険条例」の第2条が(4)となっておりますが(3)という形で事前資料を送付してしまいました。大変申しわけございませんでした。

また、資料2につきましては西暦を入れたほうがわかりやすいということで、急遽西暦を入れて事前資料を送付させていただいたのですが、平成31年度、2018年度以外については1年ずつずれておりました。きょう机上配付させていただきました資料については、そこは全て訂正をさせていただいております。この場をおかりしまして深くおわび申し上げます。申しわけございませんでした。

それでは、きょう配付させていただきました資料の確認です。資料1-1「国民健康保険運営協議会について」。A4横のものになります。資料1-2「国立市国民健康保険条例」。資料1-3「国立市国民健康保険税条例」。資料1-4「国民健康保険運営協議会規則」。そして、資料2「国立市国民健康保険の概要」となっております。配付漏れ等ございませんでしょうか。

それでは、初めに、国民健康保険運営協議会につきまして資料1-1をもとにご説明をさせていただきます。

まず、本運営協議会の位置づけになります。1番「国民健康保険法(一部抜粋)」になりますが、先ほど市長から挨拶がありましたとおり、平成30年、2018年4月1日からの国保都道府県単位化に伴いまして、東京都も共に保険者となり、都にも運協を設置することとなりました。その法改正に伴い、11条では国民健康保険事業の運営に関する事項、都道府県が処理することとされている事務に係るものであって、国民健康保険の区市町村が支払う納付金の徴収、都道府県国民健康保険運営方針、事務の統一統合を図るものですが、その作成その他重要事項に限る、それを審議するため都道府県に国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。つまりは運営協議会を設置するという事で、平成30年4月1日から設置されております。

第2項は市町村になります。こちらは、市町村が処理することとされている事務に係るものであって、これまでどおり保険給付、保険料、税の徴収その他重要事項に限るを審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置くということで法が整備されました。

第3項では、前二項に定める協議会は、第二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項、都道府県、市町村がそれぞれ処理することとされている事務に限る、を審議することがで

きるとされております。

第4項には、必要な事項に関しては政令で定めるとしております。

続きまして、おめくりいただいて左側2ページ目。国民健康保険法施行令第3条第3項になります。国民健康保険運営協議会は、被保険者を代表する委員、保険医または保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織するとなっています。人数については後ほどご説明します。

第4項、国立市国民健康保険運営協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員。国立市におきましては、岡本委員、山田委員になります。に委員を加えて組織することができるということで、幅広くご意見をいただく形を取っております。

5には、委員の定数は条例で定めるという形になっております。

第4条、委員の任期ですが、先ほど市長の挨拶にもありましたとおり、2年から法改正に伴い今年から3年となっております。ただし、補欠の委員の任期については、前任者の残任期間とされております。

今、ご推薦をいただきました第5条、協議会に会長を一名、木村会長になります。公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙するという形になります。

第2項につきましては、こちらは前項の規定に準じて選挙された委員が、会長に事故があるとき、その職務を果たすということで副会長の小林委員にお願いする形となっております。

3番、国立市国民健康保険条例では、人数等を定めております。第2条に、1号から4号まであります。被保険者を代表する委員、保険医または保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員は各4名。そして、被用者保険等保険者を代表する委員が2名という定数となっております。

前条に定めるもののほか、協議会に必要な事項は規則で定めるということで、右側の3ページに規則を添付させていただいております。

第2条では、本協議会は、市長の諮問に応じて次の事項を審議するというので、一部負担金の負担割合に関することから、その他国民健康保険事業運営に関する重要事項ということになります。主に、本協議会のほうでお願いしていたのは保険税率の関係等。こちらについては、かなりご議論をいただいた経過がございます。

第3条につきましては、諮問についてとふれております。市長は、諮問事項についてあらかじめ会長に通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、通知ではなくて口頭でも構わないということになっております。

近年では、保険課税限度額の改定についてご答申をいただいております。

また、その前、平成28年度では、大幅な税率等の改定をさせていただき、かなり短い間で関連なご議論をいただいた経過がございます。

第4条では、本協議会は、市長から諮問を受けたときは、その都度会議を開き、速やかに答申しなければならないという形となっております。

第5条、協議会は、国民健康保険事業の運営に関し、市長に建議することができるとなっております。近年ではないのですが、平成20年に特定健康診査が保険者に義務づけられたときに、さらに人間ドックで補助するのは見直しをかけるべきだということから建議がなされ、補助金の一部を減額し現在は2万円の補助をしております。

第2項、前項の建議は、書面で提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は口頭によることができるとなっております。

第9条は、会議体のことにふれております。会議は、委員定数の半数以上が出席し、かつ国民健康保険条例第2条第1号から第3号。先ほど言いました、こちらが被用者を代表する委員から公益を代表する委員、1名以上が必ず出席しなければ開くことができないと規定しております。

第10条、会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長、つまりは会長の決するところによると位置づけてあります。

本協議会の位置づけにつきましては、以上となっております。これまでの会議につきましては、条例とか補正予算。こちらについても承認ということで、以前は本協議会のほうにご承認をいただいておりますが、既に予定されている条例、補正予算について、本協議会のほうから意見が出て何ら変わることがない状況が発生したことから、それは市の提案事項であり、本協議会のほうについては、提案前又は提案後に速やかに報告をする形ということでご確認いただきましたので、そちらのご承認のご負担を強いることがなくなりました。

また、先ほど課税限度額につきましても法改正に基づくものですので、中低所得者への配慮という概念から、諮問ではなくて速やかに法施行に合わせた改正をしてくださいということで、ご確認をいただいたところでございます。

また、今後につきましては、先ほど市長もふれました国保財政健全化計画。法定外繰入の赤字分について解消計画を立てろということが、国からことしに入ってからかなりすごい勢いで圧力をかけてきております。ただ、これをつくらないと東京都全体に交付される交付金がもらえなくなってしまい、逆に、また被保険者の方にご負担いただく部分が多くなっていく、赤字がふえていくということでございますので、極力負担が強いらぬ形でどういう計画ができるか。今、基礎数値をもとに市長とともにつくっているところでございます。

今後、その案ができましたら、こちらの会のほうにお示しをさせていただきます、ご意見等を賜り計画をつくらせていただきたい。また、諮問事項につきましては、その計画に沿って、計画目標数値が達成できないところについては、保険税負担を強いらなければいけない部分が出てきますので、そのときの税率改定等については諮問答申という形をお願いすることとなっております。

大変雑駁ではございますが、運営協議会につきましてはの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

木村会長

ありがとうございました。それでは、ただいまの説明について、ご質問等があれば挙手にてお願いいたします。

小林委員

今のお話がありました赤字解消の数値目標の達成をやらないと、いろいろな弊害が出てくるということで、そのスケジュール的なものはどのようになっていますか。

健康増進課長

実際に今、定性的、つまりはこういう事業に取り組みますというものをささげていただいて、「それでいいよ」と。29年度3月、平成30年3月に提出しました。その後、ことしに入ってから第1期が6年間の計画について、例えば、第1期何千万等、その具体的数値を6年間計画で策定しなさいという

ことで、今年度中、令和元年度、2019年度。つまりは来年の3月末までに計画書を出しなさいという形で今、指導がなされております。

詳細については、また来週の6日に、東京都で会議があります。また、個別に区市町村とのヒアリングがあります。それを受けて、どこまで過度な負担がかからない形でできるのか。どういう形での提出がいいのかということをして市のほうでは今後考えていきたい。

ただ、自治体によりましては、29年度の段階から30年度初年度として、6年間で全ての赤字をなくすという計画を立てて実行に移している市町村もございます。ですので、その辺はまだまちまちなのですが、20年の計画のところもあれば6年で解消する計画もあるということが今の状況です。

ですので、今後のスパンといたしましては、来年の3月末までに東京都への提出が求められているということとなります。

小林委員

そうすると、3月までの間にこの委員会で検討するとかそういったことが必要になりますか。

健康増進課長

そうですね。ご意見をいただいて、ここはこうしたほうがいだろうというご意見をいただいたときに、そこで修正をしつつという形にはなろうかと思えます。

小林委員

それは事務局のほうからテーマをいただく。

健康増進課長

そのとおりでございます。

小林委員

あと、それから来年度が終わったら、あと6年間、その都度、その都度、毎年毎年そういった審議を検討してくということになるわけですね。

健康増進課長

達成ができていれば、特に審議はしなくていいと思うのですが、例えば、毎年度計画変更ということが許されております。ですので、思ったよりも解消ができてくれば、後の負担というのはもう少し減らしてもいいのではないかと。もしくは、できなかった場合は、逆に、目標数値を上げて保険税率の見直しを行わなければいけなくなるということで、計画変更の提出が求められてきますので、そのときには、また計画変更をつくった暁に、皆様にお示しをしてご意見をいただく形になろうかと思っております。

小林委員

ありがとうございました。

木村会長

ほかにございませんでしょうか。

特にございませんようでしたら、次に移りたいと思います。

続きまして、議題6「国立市国民健康保険の概要について」事務局より説明をお願いいたします。

健康増進課長

それでは、国立市国民健康保険の概要につきまして、資料2に基づきまして説明をさせていただきます。もっと詳細な資料もあればいいのですが、今回初めてということになりますので、予算規模とか、こういう事業をやっていますとか、被保険者の推移等についてご説明を申し上げます。

おめくりいただいて、1ページ。下にページが振っておりますが1ページ。こちら「平成31（2019）年度国立市国民健康保険特別会計当初予算概要」となっております。こちら国民健康保険につきましては、国民健康保険法で独立採算制をもって、別途特別会計で運営をしていきなさいということで法的に位置づけられております。したがって、一般会計とは切り離されているところでこちらを運営しております。

左側の歳入ですけれども、下段左側に歳入合計。平成31当初予算の欄ですが、74億2,107万1,000円ということで、こちらが国立国民健康保険の予算規模となっております。その内訳としまして、主なところだけご説明させていただきます。上にいきまして、1、国民健康保険税ですが、こちらは被保険者の皆様に国民健康保険税を計算させていただき納付いただく金額を計上しております。金額は14億7,408万8,000円ということで、前年度と比較すると減少してくるということですが、こちらについては被保険者数の減が大きな要因となっております。

続きまして、下のほうにあって4番、都支出金。かなり大きい金額になっています。49億4,239万7,000円。この内容につきまして雑駁に申し上げますと、これまで保険給付費、保険者が払わなければいけない7割分とかを国とか東京都、そして支払基金等から交付金をいただき、そして、保険税を充てて支払っておりましたが、平成30年度から制度が変わりまして、保険給付費については東京都が全額市のほうに納付してくるということで、それを都支出金としての歳入額となっております。

あとは、そのほかにもこちらいろいろ収納率が高いため交付される補助金とか、そういったものも組み込まれている内容となっております。

6、繰入金。これは一般会計からの繰入金になります。合計で9億8,935万9,000円。その下に、（うち法定内）3億7,425万1,000円とあります。法定内と申しますのは、例えば、私たちの職員人件費であったり、この事業をやるに当たっての事務費であったり、そして、あとは低所得者に対する軽減という減額する措置があります。それに対する財源をこちらのほうに一般会計から繰り入れている状況でございます。

その下、（うち法定外）ということで、6億1,510万8,000円。この法定外というのは何かというと、保険事業に充てている部分と、先ほどから言われております赤字決算補填目的です。歳入・歳出を合計した中で、結局、保険税が足りない等の理由によって、一般会計から特別に繰り入れている金額となります。こちらについて早く解消しろと国から圧がかけられているものとなります。

そして、一番下、8番、諸収入金、1,450万3,000円。こちらについては、計上内容とし

ては保険税の延滞金とか、あとは事故による第三者行為の納付金。保険で賄われて、保険会社とかから入ってくるものになります。あとは、不当利得と申しまして、国民健康保険ではないのに国民健康保険証を使ってしまったということで、7割分をお返しただいて社会保険に請求し直していただきますので、その分が諸収入として計上をさせていただいているというものになります。

右側の2ページ歳出ですが、こちらにも主なものについてご説明をさせていただきます。総務費、1億576万6,000円ですが、総務費は、先ほど言いました我々の職員人件費であったり、システムの費用であったり、あとは通常の事務費であったり、納税通知書等の印刷製本であったりといった事務費などが組み込まれて、総額でこの金額となっております。また、嘱託職員の委員報酬であったり運協の経費であったりとかいうこともこの総務費の中に入っています。

2番、保険給付費ですが、47億9,271万円。こちらについては、お医者さんに入院、外来でかかったとき、もしくは、柔道整復師にかかったとか。高額療養費であったり、そういったものの保険給付費が全てここに組み込まれております。

3番の国民健康保険事業納付金につきましては、23億8,956万1,000円。こちらが、東京都が運協で協議をしている各区市町村に対する納付金ということで、区市町村が支払うべき保険事業に必要な金額を東京都へ納める金額が、こちらに計上されているというものになります。

5番の保険事業費につきましては、1億1,553万2,000円。こちらは特定健康診查であったり、医療費適正化事業であったり、人間ドックの助成であったりということで、事業に必要な経費の合計額を記載しております。

7番、諸支出金につきましては、1,248万1,000円。こちらは保険税の過年度の還付金、もしくは国、都への過年度の精算金ということで予算立てをしております。

8番、予備費500万につきましては、こちら高額療養費の貸付等に使う金額を、こちらへ計上しているということとなります。

非常に予算というものはわかりづらいところがあって申しわけないのですけれども、本当に大きなところでのご説明となります。

今後、10月には決算を迎えますので、さらにそのときにご詳細をお示しする形になろうかと思っております。どうでしょうか。

続きまして、ページをおめくりいただいて3ページ左側になります。では、国立市の国民健康保険の年齢別被保険者数ということで、5歳刻みでゼロ歳から74歳までを記載しております。

平成30(2018)年度につきましては、これから決算審査、決算特別委員会があるということで、ちょっと1つ前のデータで申しわけございません。平成29(2017)年度になっております。対比較が平成28(2016)年度となっております。

大きな特徴としましては、右側の差し引きをごらんいただきますと、ゼロ歳から59歳までは微増、もしくは微減という形になりますが、60歳から69歳に大きな減少が発生しております。この理由といたしましては、被用者保険への移行。つまりは、市役所でいいますと再任用であったり、もしくは、民間会社の60歳以上の雇用であったりというのがかなり適用されてきております。したがって、社会保険への移行が主な要因ということで減少しております。

また、70歳から74歳は増となっておりますが、こちらはもう70歳で定年となり、国民健康保険へ再度ご加入される、もしくは初めてご加入されるという理由でふえているという状況になっております。

続きまして、右側4ページ。国民健康保険26市の1人当たりの医療費ということで、26市で比較をさせていただきました。国立においては、右側の上から2番目。1人当たり32万4,979円。16番目となっております。

以前は、国立市は24番目と低い金額でありましたが、特殊要因が発生する場合なのですけれども、1人で、例えば、国立市が保険給付費で2,000万かかってしまうと、1人当たり何百円という形に一気にね上がっていきます。申し上げてしまうと、個人的な部分がわかってしましますが、そういった要因が29(2017)年度に発生していることがございますので、どうしても金額が上がっているという経過がございます。

また、その前28年度とかですと、高額薬剤の影響であったりというのがありましたが、これはうちに限った問題ではございませんので、その要因にはならないかと思いますが、そういった1人で高額にかかれる保険給付費が発生した場合は、こういう小さな市はかなり影響を受けやすいということが出てまいります。

続きまして、ページをおめくりいただきまして5ページです。これは入院、入院外、歯科、調剤ということで、それぞれの区分別でお示しし、平成27(2015)年度から平成29(2017)年度までの費用額を載せさせていただきました。29、28の比較でいきますと、全体的に入院、入院外、歯科、調剤については減少となっております。この中で、やっぱり大きく出てくるのが訪問看護というのがふえつつあるのかという状況となっております。

こちらについては、被保険者数の減少であったり高額薬剤が期中内減額とか価格が落ちたりということもあるので、かなり金額が下がっていることもあるかとは思いますが。

続きまして、右側6ページです。先ほど言いました保険事業ということで、医療費適正化事業実施状況ということで、特定健康受診状況、人間ドック利用助成状況ということで、平成25(2013)年度から平成29(2017)年度までの数を載せさせていただきました。対象者数は年々やはり減少していくという中で、特定健康受診者数も伸び悩んでいる状況がございます。こちらについては、未受診者対策等で、保健センターのほうで頑張っているのですがなかなか伸びづらい状況が発生しているのが目にわかるかと思えます。

また、人間ドックの利用助成。上の表の下の方ですけれども、人数は減っておりますが、平成30(2018)年度では、逆に被保険者数が減りながらも受診者は伸びている動きがございますので、これは決算のときにまたご報告をさせていただければと思います。

また、医療費適正化事業実施状況がその下ですが、主なものを3つ載せさせていただきました。ジェネリック医薬品差額通知、糖尿病性腎症重症化予防、頻回・多受診者指導ということで、平成28(2016)年度と平成29(2017)年度の数値を上げさせていただいております。ジェネリック医薬品には、それなりの効果額が出ております。その次の糖尿病性腎症重症化予防は、平成29(2017)年度、参加者が非常に少なく途中辞退もされた方もおまして、7名ということで非常に少ないことがございました。ただ今後、決算ではまたご報告しますが、平成30年度では倍以上の15名の方がご参加いただき途中辞退ということもなく、医師会の事務局を初め医師の先生方にご協力をいただき、効果がそれなりに出てきている状況となっております。頻回・多受診については、該当者の人数等によりましては、前年度平成28(2016)年度と比べては低い数字となっております。効果額の合計は一番右側に出ている状況となっております。

続きまして、参考までに次の7ページに26市の協会けんぽさんと健康組合さんの税率等を載せさ

せていただいております。国立市は、下から3つ目に載せさせていただいておりますが、国立市の特徴といたしましては、所得割の横に均等割というのがございます。これは、所得の有無にかかわらず、ゼロ歳の方にも1人当たり必ずかかる均等割額というものでございますが、この金額を26市の中でも非常に低く設定させていただいております。

こちらについては、中低所得者層への配慮として、納めやすい環境をつくるということから、所得割率を上げて均等割額を下げているという設定となっております。

他市の状況につきましては、またお時間あるときにごらんいただければと思いますが、かなりこれで、広域化に伴い31年度の税率改定をしている区市町村は出ているということがございます。

続きまして、その右側8ページですが、「平成29（2017）年度26市別国民健康保険税徴収実績一覧」になります。平成30（2018）年度は、まだこれから最終決算となりますので、29年度となっております。現年度でも国立市は26市中上から4番目、96.75%収納率で、平成30年度も、さらにこれより上がるという状況となっております。

滞納繰越分は、これは1位です。50.82%。前年課税分と滞納繰越分を足しました右側、総合では第1位ということで94.01%となり、全国でもトップクラスとなっております。こちらにつきましては、既に令和元年度の諮問、第4四半期の上半期ですか。こちらでも非常に高い収納率ということで、まだ、途中経過なのでわかりませんが、前年対比でも現段階で一番という数字となっております。被保険者の皆様のご理解と収納課の非常に細かい対応をしているというところから、ずっと保ってきた状況があらうかと思えます。

そして、最後に9ページです。こちら国民健康保険財政繰入金ということで、各26市の先ほど言いました赤字繰入と言われているものです。こちらについて状況を載せさせていただきました。

平成29（2017）年度、国立を一番下に記載しておりますが、こちらは高いほうから12番目。28年度のときは15番目ということで、大体真ん中辺に位置づけている状況となりますが、今後、赤字解消を物すごい勢いでやっている市もございますので、国立の順位がどうなるかというのは、決算を迎えてまたご報告をさせていただきたいと思っております。

大変申しわけございません。雑駁で駆け足の説明となりますけれども、要望とか意見をいただければと思ひまして、説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

木村会長

どうもありがとうございました。それでは、ただいまのご説明について、ご質問等ほかありましたら挙手にてお願いいたします。どこからでも大丈夫です。

山岡委員

細かい話なのですが、5ページ目で、療養給付で推移がふえたのが訪問看護ですよ。訪問は介護が多くて、看護で訪問というのはどういうケースが多いのでしょうか。わからないのですが、イメージが。

健康福祉部長

詳細に関してまで、把握できていなくて申しわけないのですが、やはりここで言われる訪問介護、在宅療養の一部ということ、かつ、介護保険で出ているものではなく医療保険の対象というこ



とで訪問看護として派遣されている内容ということでございます。例えば、急性期で入院されて、その後、ある程度治療ができて、維持期に入るプロセスで退院をした後、在宅で通常よりは訪問看護を少し多く入れるというような担当の先生のご判断も含まれるのですけれども、そういった中で派遣される訪問看護ということが想像というか、推測できます。

#### 健康推進課長補佐

訪問看護医療費につきましては、居宅で療養しているものが主治医の指示に基づいて、訪問看護ステーションを利用した場合に被保険者は利用料を支払い、残りを公費で負担するというものでございます。

#### 浅倉委員

やはりわからなくて申しわけないです。介護保険での訪問看護と、医療での訪問看護。その区別はどのようなふうに行っているのですか。

#### 健康福祉部長

基本的に介護保険の認定を受けている方が、介護保険の訪問看護ということは、通常皆さんもご存じのところだと思いますけれども、疾病によって、これは医療の分野での訪問看護、これは介護の分野での訪問看護ということが、ある程度法整備されているということも背景にございます。

もう1つは、担当のかかりつけ医、もしくは、その担当の先生のご判断によって、医療の訪問看護、介護の訪問看護という判断がなされるというお話もございます。

#### 浅倉委員

その辺の判断がなかなか難しい。その主治医の判断というのは、どこまで介護保険で、どこまで医療保険なのかというのはなかなか難しいところがあるのですけれども、それはケアマネさんが判断するのですか。

#### 健康福祉部長

確かに、その疾病の内容や患者さんの容態に応じてご判断することは難しいということは推測できるところではございまして、しかしながら、訪問看護を指示するお立場としては、ドクターが指示書をお出しするという法整備の中でやっていただいておりますので、ケアマネジャーはあくまでも先生にご相談し上げるという立場で、判断は担当の先生ということだと認識しております。

#### 木村会長

よろしいでしょうか。また問題が出てきたときに考えていきたいと思っております。

ほかにはございませんでしょうか。

#### 山岡委員

8ページの収納率です。現年課税分は、国立は4位ですか。かなり高いですので、順位の差はあっても、そんなに収納率は変わりません。そこで、滞納繰越分になると中身は変わって国立1位という

のはすばらしいと思うのですけれども、他の市との乖離がすごく大きいのですけれども、その辺の原因というか、どうしてこんなに高いのか。ほかが逆に悪いのかもしれないですけど。

収納課長

こちらについては、特段よその市と違って、国立市はこういう徴収の施策をやっておりますということは、特段ないのでございます。ただ、国保税に限らず市税もそうなのですけれども、ずっとトップレベルの徴収を継続してきておまして、その中でも、滞納繰越分を初めのほうに強化してきているのです。滞納繰越分を強化してくることによって、ある程度そちらのほうがなくなってしまうと現年分、当年分ですね、に移れますので、そういったことで、全体の率が上がってくるということで、総合のほうはずっと1位をキープしているということでございます。こちらの滞納繰越分については、現年度よりも若干力を、力点を入れて徴収しているということはありますけれども、特段、何か特別にやり方があってやっているということではないです。

山岡委員

滞納で幾らか入っているというのは、当然滞納分から入金していく。

収納課長

もちろんそうです。

山岡委員

滞納金は延滞金とかつきますよね。

収納課長

はい。

山岡委員

だから当然こちらから収める。

収納課長

そうです。

山岡委員

他がありにも低いので、例えば、私が武蔵野市の職員だったら、国立に行ってノウハウを聞いてこいといかなるのですけど、そういうのはあるのですか。

収納課長

そうですね。よその市から視察等は年間4、5件を承っています。近隣市に限らず他府県なんかからも例年受けているところがございます。直近ですと、先月ですか、新宿区さんから視察を受けたところでございます。

健康増進課長

補足させていただきますと、ここまで来るまでには相当な年月が、かなり強化した経過が、私、課税課におりましたのでありました。組織改正で収納課を設置して集中的にそちらに力を注ぐという中で、滞納整理をするときに、滞納繰越分をかなり法に基づいて、収納課の職員、残業も物すごくやりましたし、怒られる方も物すごくいらっしゃいました。そこで整備をしてきて年数をかけて、ようやく滞納繰越分の状態が落ちてきました。そうすると現年分に力を入れることによって、滞納繰越が落ちてくる数も減ってきますので、それがここになってようやく安定して、滞納繰越も少ないので現年に力を入れられる。もちろん人数もふえますのでマンパワーを注げるし、切れ目ない滞納整理ができた。現年のほうも現年でそことつながりを持っていますので、現年も持ちつつ滞納繰越分のある方については、どういう納付計画を立てるのかという形で、収納課のほうでは計画をしっかりつくって納税者の方と相談をしながら、そういう環境をつくってきてようやく落ち着いている状況となっております。

収納課長

もう1点、こちらの8ページの滞納繰越分、国立市を見ると、前年の増減0.94ポイント減じておりますのは、決して力を弱めているわけではなくて取り尽くしていると見ていただければよろしいのかなと思います。

今、吉田課長のほうからも言われたとおりの状況が、国立市ではあると見ていただければよろしいかなと思っております。

木村会長

山岡委員、それでよろしいですか。

山岡委員

はい。わかりました。

木村会長

ほかに何かございませんでしょうか。

それでは、この議題について終わりたいと思います。

本日の議題は以上でございます。

続きまして「その他」に入ります。事務局から、連絡事項等はございますか。

健康増進課長

その前に、先ほどちょっと言い忘れてしまいましたが、平成30(2018)年度は、薬剤師会さんに非常にご尽力をいただいて、残薬管理の事業が行えました。現在も継続してやっただいておりますが、あらゆる場に、会長等が出てきていただきご説明をしておたき、バッグも多く配付していただいている状況です。その結果については、また10月の決算のときにその数値も載せさせていただきます、皆様にお示しをさせていただければと思っております。現在も非常にご尽力をいただいております。

りますので、この場をおかりしまして御礼申し上げたいと思います。

それと、今後の予定でございますが、限度額の改定につきましては、諮問、答申ではないので市のほうの説明会をさせていただくこととなります。条例案については12月議会を目指して整理をしていきたいと思っております。内容については、医療分の限度額を3万円上げて、現行58万円を61万円に引き上げることとなります。

それにつきまして、先立って、市民の方、被保険者の方に説明会ということで、10月18日の金曜日、市役所で夜7時からと、10月19日北プラザ午前10時からということで説明会。市報にも載せさせていただきますが、対象となる方はほとんど絞られています。高い所得の方ということで大体1,000万円を超える方という形になりますけれども、そのご案内をさせていただく。パブリックコメントも実施をしてみたいと考えております。

こちらのほうで何かご意見が出ましたら、それについてもまた次の本協議会のほうでご報告をさせていただきたいと思っております。したがって、次の運営協議会については10月に実施ができればありがたいかなと思っておりますので、日程調整等につきましては、委員の皆様にご事務局のほうからご案内をさせていただきます。

議題につきましては、先ほどの限度額についてと、平成30(2018)年度の決算につきまして。そして、赤字解消計画、国保健全化計画に何か進展があれば、その場でまたお示しをさせていただいて、ご説明をさせていただければと思っております。その都度、議題も出てくる可能性もございますので、適宜ご案内のほうに載せさせていただきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

木村会長

ほかにその他で何かございますか。

坂井委員

この机の上に配られている「わかりやすい国保の手引き」なのですけれども、これ国保の人たちに、対象者に全部送付されているかと思われるのですが、年齢層が厚い割には、役所の冊子にしては活字がとても小さいし、そして、読みにくいし、とても内容がわかりづらい。この冊子を工夫して考えていくことは考えていないのですか。

健康増進課長補佐

そういったご意見があったということで。まず結論から申しますと、見やすくわかりやすいようにしたいということで今後になってしまうのですけれども、今年度はこの形でいきまして、来年度になりましたら、大きさも見やすいように。繰り返してしまうのですが、見て理解していただくというのが第一目標になる。

あと、言いわけになってしまうのですけれども、小さくしたというのは、納税通知書を対象者の方、全世帯に配布するということがございまして、重さと郵便料の兼ね合いがございました。そういったところも加味しながら、読みやすくて分かりやすいということを今後、検討させていただきたいと考えてございます。

坂井委員

この大きさの冊子は、読み手にとってはとても負担のある字の大きさなのです。これを入れるのだったら本当にルーペが必要かなと思います。

先ほど国民保険対象者を確認したら、大体50歳以上の方が50%以上を占めているのです。そうすると、これを見ると、生徒手帳の大きさですよ。ちょっとこれはやはり。本当に必要なものだったら、送料をかけても字を大きくすることが必要ではないかと思うのです。とりあえず入れればいいのではないかなというのが見え見えだし、毎年同じ内容のもので疑問に思っていないのはおかしい。これでいいのではないかなと思うのはおかしいと思います。

こういう場で私がこうやって言うのも変ですけども、やはり市民を代表する議員さんも見ているのだとしたら、これを誰も指摘しなかったというのはやはりおかしいと思います。

健康福祉部長

ありがとうございます。しっかり受けとめまして検討させていただきます。私も眼鏡を外したりつけたりしないと読めないところもあるので。

坂井委員

大川部長だって見えないなら、さらに高齢の人はもっと見えないと思います。わからないし。25ページの保養所に至っては何だからわからないですから。インターネットで検索したら、これ1泊素泊まりなのか食事がつくのかもわからない。不親切です。そして、ここに安くてとても何とかと書いてありますけど、本当に安いのか疑問です。よくないと思います。

木村会長

重要なお意見ありがとうございました。字が多いかもしれないですね。

貴重なご意見をありがとうございます。

小林委員

若干関連で済みません。今の保養所の関係施設がいろいろとあるのですが、国立市の利用率はどのくらいされているのでしょうか。もしわかれば、範囲で結構ですから。

健康増進課長補佐

場所によるのですが、利用されていないというところもありますし、多いところは年間124件利用されているところもございます。

小林委員

一々施設ごとに前年の利用人数が何人とかそういったデータとかは出さないとですね。

健康増進課長補佐

そうですね。制度的なものの説明のほうがそれよりも大事なことが多いので。

小林委員

気になったものですから。今、安くなかったとかいろいろと。意外と安いと思って行ったら、もしかすると高かったのかなと思ったものですから。

坂井委員

これが素泊まりなのか何かというのも書いていないです。

健康増進課長補佐

一応、普通の契約よりかは500円から1,000円ほど安く泊まれるということで契約はしております。正直なところ、市としてはお金を出していないのです。契約上、どれだけの方がご利用されたかという実績報告を上げてくださいということで上げていただいているというのが現状です。

滝沢委員

何年くらい前からやられているものなのですか。

健康増進課長補佐

随分前ですね。

滝沢委員

僕、2年くらい前にこれに載っている「くにたち」というところに行ったことがあるのですが、そのときに従業員の方に、僕は国立市から来ているのですが、こういうのは知らなかったのですが、特典とかあるのですかと言ったら、そちらの方は知らないと言っていたので。

実際に使ったときに、国立市民ですと伝えたのですが、伝わっていなかったことがあったのです。

健康増進課長補佐

済みません。全部が昔からあるというものでもないで、新たに加わっているところもありますので、そのときが、言いわけになってしまうかもしれないのですけれども。

滝沢委員

協賛されていなかったということですよ。

健康増進課長補佐

全てが昔から、以前からあるものでもないのです。新たに追加させていただいたものもありますので。

滝沢委員

ありがとうございます。

木村会長

ご意見ありがとうございます。少しでもよくなればと思いますので、何でも発言してください。

ほかに何かございますか。

ないようであれば、これもちまして、令和元年度第2回国立市国民健康保険運営協議会を終了いたします。お忙しい中、本当にありがとうございました。

—了—